



省エネ設備機器等の要件等

設備の工事種別	適用		要件等・備考
	省エネ基準レベル	ZEH水準レベル	
(ア)太陽熱利用システム ※ 1、※ 7	○	○	強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）。
(イ)高断熱浴槽 ※ 1、※ 7	○	○ ※ 4	JIS A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
(ウ)高効率給湯機 ※ 2、※ 7			
電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	○	○ ※ 5	JIS C 9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上（寒冷地仕様）であること。
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	○	○ ※ 5	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が 94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が 83.7% 以上であること。
潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）	○	○ ※ 5	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が 94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が 81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6 % 以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	○	○	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 % 以上であること。
(エ)節湯水栓 ※ 3、※ 7	○	○ ※ 6	JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※ ZEH水準にあっては、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓に限る。
(オ)燃料電池システム（エネファーム） ※ 2	○	○	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可）
(カ)コージェネレーション設備 ※ 2	○	○	燃料電池発電ユニット ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可） ガスエンジン給湯器 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で 80 % 以上であること。
(キ)蓄電池 ※ 1、※ 7、※ 8	○	○	・定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和 4 年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。 ・太陽光発電設備に接続する蓄電池は、次の要件等に該当するものとする。 (1)対象設備の要件 ア 定置用で常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。

(キ)蓄電池 ※ 1、※ 7、※ 8 【前ページからの続き】	○	○	イ 蓄電容量が 17.76kWh未満であるもの。 ウ 電力会社の電力系統に連系できること。 エ 未使用品であること。 (2)助成対象となる費用 蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。
(ク)LED照明	○	○	工事を伴うものに限る。
(ケ)節水型トイレ ※ 1、※ 9	○	○	・ JIS A5207 に規定する「Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量 6.5 リットル以下）。
(コ)空気清浄機能・換気機能付きエアコン ※ 1、※ 9	○	○	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有する寒冷地仕様エアコン又は換気機構を有する寒冷地仕様エアコン (1)国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 (2)国等の認可等を受けた試験機関等 (3)法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
(カ)太陽光発電設備 ※ 2	○	○	(1)対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽電池モジュールの合計出力が 10kW 未満の設備であること。 ウ 余剰型配線であること。 エ 電力会社の電力系統に連系できること。 オ 未使用品であること。 (2)助成対象となる費用 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

※ 1 申請のあった住宅に対して設置する設備の種類ごとに、1 台分までを助成対象とする。

※ 2 申請のあった住宅に対して設置するエコキュート、エコジョーズ、エコフィール、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備のいずれか 1 台分を助成対象とする。

※ 3 申請のあった住宅に対して設置する台数分を助成対象とする。

※ 4 ZEH水準の適用において、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）と 3 つセットの場合に限る。（既設も可）

※ 5 ZEH水準の適用において、節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）と高断熱浴槽と 3 つセットの場合に限る。（既設も可）

※ 6 ZEH水準の適用において、浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と 3 つセットの場合に限る。（既設も可）

※ 7 太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓、蓄電池（太陽光発電設備に接続するものは除く。）については、子育てグリーン住宅支援事業において登録されているエコ住宅設備を助成対象とすることができる（要件等に適合するもの）。

※ 8 太陽光発電設備及び太陽光発電設備に接続する蓄電池については、両方を設置する場合に助成対象とする。ただし、既に太陽光パネルが設置されている住宅に、蓄電池のみを設置する場合については助成対象にする。

※ 9 節水型トイレ及び空気清浄機能・換気機能付きエアコンについては、子育てグリーン住宅支援事業において登録されているものを助成対象とすることができる（要件等に適合するもの）。